

感 発 0 3 2 3 第 4 号
令 和 8 年 3 月 2 3 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感 染 症 対 策 部 長
(公 印 省 略)

感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

感染症発生動向調査事業については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成11年3月19日健医発第458号）により行われているところである。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第112号）が令和7年11月13日に公布され、五類感染症である「薬剤耐性緑膿菌感染症」について、定点把握対象疾患から全数把握対象疾患に変更し、その名称を「多剤耐性緑膿菌感染症」と変更すること等に伴い、同通知の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」について、別紙のとおり改正し、令和8年4月6日より適用することとしたので、その内容を了知の上、関係各所への周知を図られたい。

【連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課